

岐阜県公報

第 五 百 五 十 号
令和 六 年 十 二 月 二 十 日
(金曜日)

目 次

人事委員会規則

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 四九五^{ページ}

告 示

○学校法人の行うことのできる収益事業の種類に関する告示の一部改正

(私学振興・青少年課) 四九五

○岐阜県私立学校審議会委員の定数に関する告示の一部改正

(同) 四九六

○保安林に指定する予定である旨の通知

(森林保全課) 四九六

○岐阜県古川土木事務所で使用する岐阜県知事印

(古川土木事務所) 四九七

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数
○個人演説会等を開催することができる施設の名称等の変更等

(選挙管理委員会) 四九七

○施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定

(同) 四九八

○施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称の変更

(同) 四九九

○施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消し

(同) 四九九

公 示

○落札者等に関する公示

(税 務 課) 五〇〇

○落札者等に関する公示

(水道企業課) 五〇〇

○土地改良区役員の退任及び就任

(岐阜農林事務所) 五〇一

○落札者等に関する公示

(恵那土木事務所) 五〇一

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十日

岐阜県人事委員会
委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第十三号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一号を次のように改める。

一 当該互助団体が取り扱う保険の保険料

第八条の二中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五百五号

学校法人の行うことのできる収益事業の種類に関する告示（昭和二十六年岐阜県告示

第二百二十二号)の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和六年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

前文中「第二十六条第二項」を「第十九条第二項」に、「基き」を「基づき」に、「第六十四条第四項」を「第五百二十二条第五項」に改める。

第一中「一」を「いずれにも」に改め、第一の三中「照して」を「照らして」に改め、第一の四中「名儀」を「名義」に改める。

第二中「種類は」を「種類は、」に、「日本標準産業分類（統計委員会産業分類専門部会編纂）による」を「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる」に改める。

岐阜県告示第五百六号

岐阜県私立学校審議会委員の定数に関する告示（平成十八年岐阜県告示第六百九十三号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和六年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

「第十条第一項」を「第九条第一項」に改める。

岐阜県告示第五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
美濃市字尾沢二六八八の二
- 二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市高鷲町鷲見字鷲ヶ岳二三六二の二三九・二三六二の二九六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町福来字井ノ表四六六の四、四六七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百十号

岐阜県古川土木事務所で使用する岐阜県知事印を次のとおり定め、令和七年一月一日から使用する。

令和六年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 使用範囲

1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）に関する事務

2 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）に関する事務

3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）に関する事務

4 岐阜県情報公開条例（平成十二年岐阜県条例第五十六号）に関する事務

二 印影



書 体 やまと古字

大きさ 二十五ミリメートル平方

三 公印管理者

岐阜県古川土木事務所長

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年十二月二十日

岐阜県選挙管理委員会

総務課 広報係 広報 係 係 係

- 1 令和6年12月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,615,454人
- 2 総数の50分の1の数
32,310人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
301,932人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	332,376	110,792
大垣市	143,834	47,945
高山市	70,820	23,607
多治見市	88,836	29,612
関市・美濃市	86,006	28,669
中津川市	61,341	20,447
瑞浪市	29,516	9,839
羽島市	55,225	18,409
恵那市	39,007	13,003
美濃加茂市	42,595	14,199
土岐市	45,160	15,054

市	原	市	119,256	39,752
各務原市				
可児市			92,291	30,764
山県市			21,158	7,053
瑞穂市			43,984	14,662
飛騨市			18,866	6,289
本巣市			42,307	14,103
郡上市			32,152	10,718
下呂市			24,698	8,233
海津市			26,947	8,983
羽島郡			39,257	13,086
養老郡			22,335	7,445
不破郡			26,647	8,883
安八郡			19,185	6,395
揖斐郡			53,033	17,678
加茂郡			38,622	12,874

岐阜県選挙管理委員会告示第三十号
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催するに及びる施設の名称等の変更等について、次のとおり報告があつたの、この旨を公表する。

令和六年十二月二十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 竹内 崇 彦

1 名称等を変更した施設

市町村名	変 更 後 の 名 称 等			変 更 前 の 名 称 等		
	施設の名 称	所 在 地	収 容 人 員	施設の名 称	所 在 地	収 容 人 員
海津市	海津市海津 総合福祉会 館 ひまわり 研修室 2	海津市海 津町高須 517 番 地 1	135人	海津市総合 福祉会館 ひまわり 研修室 2	海津市海 津町高須 517 番 地 1	60人

2 指定を取り消した施設

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
中津川市	中津川市にぎわいプラザ (コミュニティホール)	中津川市米町 1 番 1 号
海津市	平田総合福祉会館多目的ホール	海津市平田町仏師川483番地

岐阜県選挙管理委員会告示第三十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨を公表する。

令和六年十二月二十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 竹 内 治 彦

指定する施設の名称等

名	称	所 在 地
社会福祉法人清心会	地域密着型特別 養護老人ホーム優心苑	大垣市矢道町 1—255—1

社会福祉法人清心会 特別養護老人ホーム優心苑	大垣市矢道町 1—255—1
株式会社リアン 住宅型有料老人ホームせせらぎの里	恵那市長島町永田519—2

岐阜県選挙管理委員会告示第三十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更の報告があったので、その旨を公表する。

令和六年十二月二十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 竹 内 治 彦

名称の変更

変 更 後	変 更 前
医療法人社団明星会 西濃病院	医療法人同愛会 西濃病院

岐阜県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取消しをしたので、その旨を公表する。

令和六年十二月二十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 竹 内 治 彦

指定を取り消す施設の名称等

名	称	所 在 地
---	---	-------

	医療法人香徳会 介護老人保健施設太陽苑	関市平成通2—6—18
公 示 ○岐阜県に關する公示 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 令和六年十一月二十日 岐阜県事務 中 田 肇 1 特定役務の名称及び数量 令和6年度税制改正に係る税務システム改修業務 一式 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当 4 契約の相手方を決定した日 令和6年10月18日 5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都江東区豊洲三丁目3番3号株式会社NTTデータ代表取締役社長 佐々木 裕 6 契約金額 81,103,000円 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県総務部税務課システム管理係 (2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号 ○岐阜県に關する公示 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。		
令和六年十一月二十日 岐阜県事務 中 田 肇 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所落合取水場で使用する電気（予定数量） 9,936,400kWh 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 3 入札公告を行った日 令和6年9月26日 4 落札者を決定した日 令和6年11月13日 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中東区東新町1番地中部電力ニライズ株式会社代表取締役 社長執行役員 神谷 泰範 6 落札金額 173,263,338円 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所総務課契約係 (2) 所 在 地 瑞浪市釜戸町2190番地12 ○岐阜県に關する公示 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 令和六年十一月二十日 岐阜県事務 中 田 肇 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所浄水場等で使用する電気（予定数量） 13,690,600kWh 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 3 入札公告を行った日 令和6年9月26日 4 落札者を決定した日 令和6年11月13日 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中東区東新町1番地中部電力ニライズ株式会社代表取締役 社長執行役員 神谷 泰範		

6 落札金額 287,248,975円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所総務課契約係

(2) 所 在 地 瑞浪市釜戸町2190番地12

。土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年 月 日	退 任	役 名	氏 名	住 所
--------	-------	-----	-----	-----	-----

瑞穂市宮田	六四八番地	同	瑞穂市大月	三九八番地	同	瑞穂市呂久	九九九番地	同	瑞穂市中宮	四八六番地	同	瑞穂市古橋	一〇五四番地一	同	瑞穂市横屋	五二二番地	同	瑞穂市字宝江	三六三番地	同	瑞穂市十九条	七六〇番地一	同	瑞穂市牛牧	一一四番地	同	安八郡安八町西結	四九八番地	同	瑞穂市呂久	一〇〇五番地	同	瑞穂市古橋	九四〇番地	同	瑞穂市牛牧	二九三番地
-------	-------	---	-------	-------	---	-------	-------	---	-------	-------	---	-------	---------	---	-------	-------	---	--------	-------	---	--------	--------	---	-------	-------	---	----------	-------	---	-------	--------	---	-------	-------	---	-------	-------

就任した役員

土地改良区名	年 月 日	就 任	役 名	氏 名	住 所
--------	-------	-----	-----	-----	-----

瑞穂市宮田	一八一番地	同	瑞穂市大月	一三〇番地一	同	瑞穂市呂久	九九八番地二	同	瑞穂市中宮	四八八番地一	同	瑞穂市古橋	一〇五四番地一	同	瑞穂市横屋	三四〇番地	同	瑞穂市宝江	三六三番地	同	瑞穂市十九条	七六〇番地一	同	瑞穂市牛牧	一一四番地	同	安八郡安八町西結	六九五番地	同	瑞穂市呂久	一〇〇五番地	同	瑞穂市古橋	一四五三番地	同	瑞穂市牛牧	二九三番地	同	安八郡安八町西結	四七八番地	同	瑞穂市重里	六九八番地二
-------	-------	---	-------	--------	---	-------	--------	---	-------	--------	---	-------	---------	---	-------	-------	---	-------	-------	---	--------	--------	---	-------	-------	---	----------	-------	---	-------	--------	---	-------	--------	---	-------	-------	---	----------	-------	---	-------	--------

。落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び予定数量 凍結防止剤 (塩化カルシウム) 計360,000kg
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 6 年10月15日
- 4 落札者を決定した日 令和 6 年11月25日
- 5 落札者の住所及び氏名 大垣市赤坂町2093番地
河合商事株式会社
取締役社長 河合 刀記夫
- 6 落札金額 (単価) 94.60円/kg
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 岐阜県恵那土木事務所総務課管理調整係
- (2) 所 在 地 恵那市長島町正家後田1067—71

令和六年十二月二十日発行

発行所
岐阜県庁

岐阜市数田南二丁目一番一号

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社